

## (1) 有害使用済機器の保管の基準 (政令規定事項)

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(4) その他環境省令で定める措置

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

## (1) 有害使用済機器の保管の基準（省令規定事項）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（保管基準関連抜粋）

#### （有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板）

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ（２）の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- 二 保管する有害使用済機器の品目
- 三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

#### （有害使用済機器の保管の高さ）

第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ（２）の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾(こう)配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（第三号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの
  - イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
  - ロ 前号に規定する高さ

## (1) 有害使用済機器の保管の基準 (省令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (保管基準関連抜粋 続き)

(有害使用済機器の保管の高さ (続き))

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイから八までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設 (当該保管の場所を除く。) 又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

(有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ(4)の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第十三条の八 令第十六条の三第一号二の規定による環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

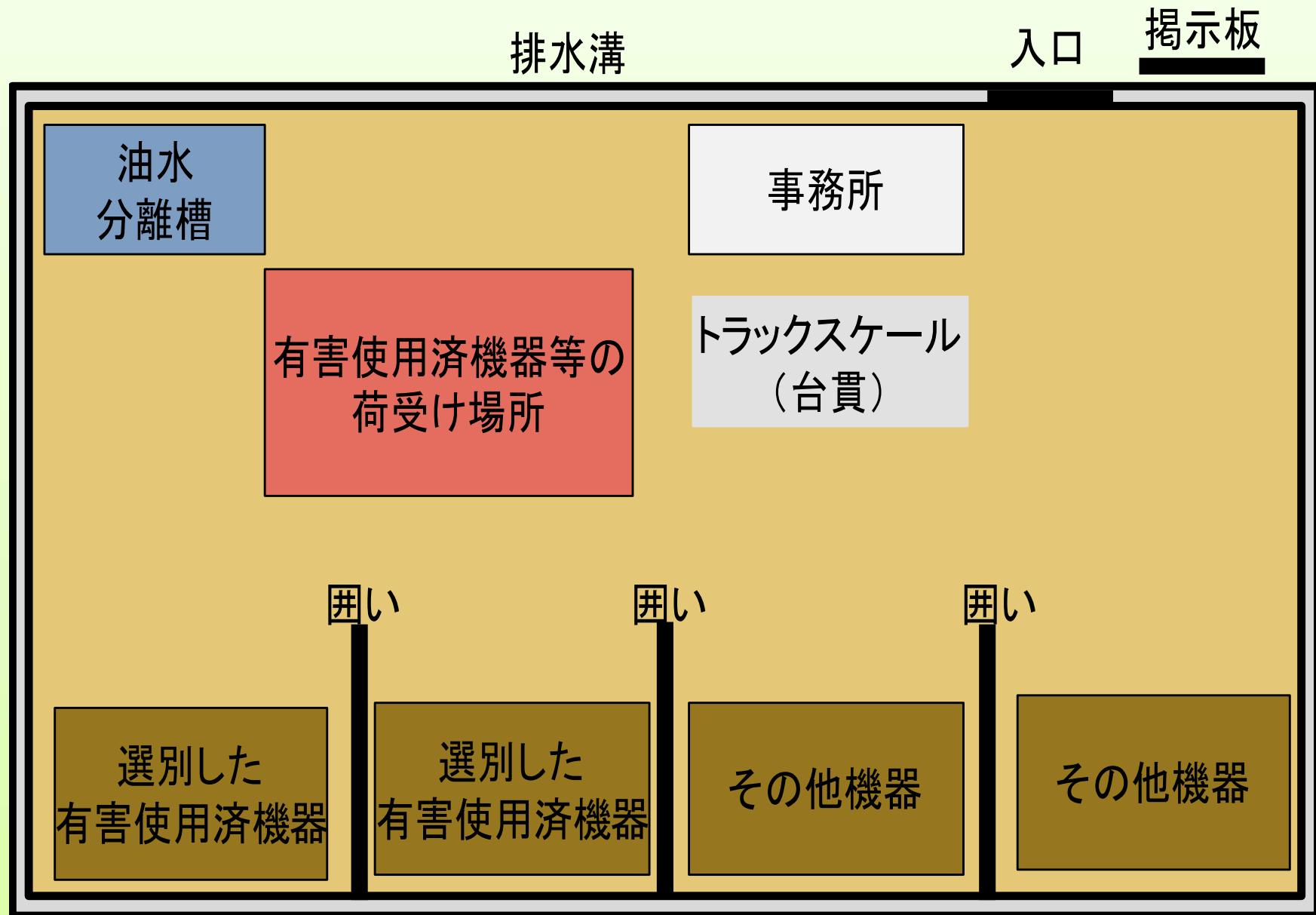
二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること (当該保管の単位の間隔に仕切りが設けられている場合を除く。)

五 その他必要な措置

# 有害使用済機器の保管を行う事業場のイメージ図



# 有害使用済機器の保管の基準の概要

## 【囲いの設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、**保管の位置を明らかにする必要がある。**
- また、**囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合**、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して**構造耐力上安全である必要がある。**

## 【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、**必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

## 【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

## 【土壌・地下水汚染防止】について

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、**保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には**、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、**周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。**

## 【飛散流出に関する必要な措置】について

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は**、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて**必要な対策を講じる必要がある。**

## 【生活環境の保全】について

- 有害使用済機器の保管を業として行うにあたっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による**騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。**

## 有害使用済機器の保管の基準の概要（続き）

### 【火災・延焼防止】について

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の措置を講じる必要がある。

### 【公衆衛生の保全等】について

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

## 有害使用済機器の保管の基準（揭示版記載例）

- ・ヤードの入り口等の見やすい場所に揭示版を設置
- ・寸法は縦60cm×横60cm以上
- ・記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（保管又は処分を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
最大保管高さ		m

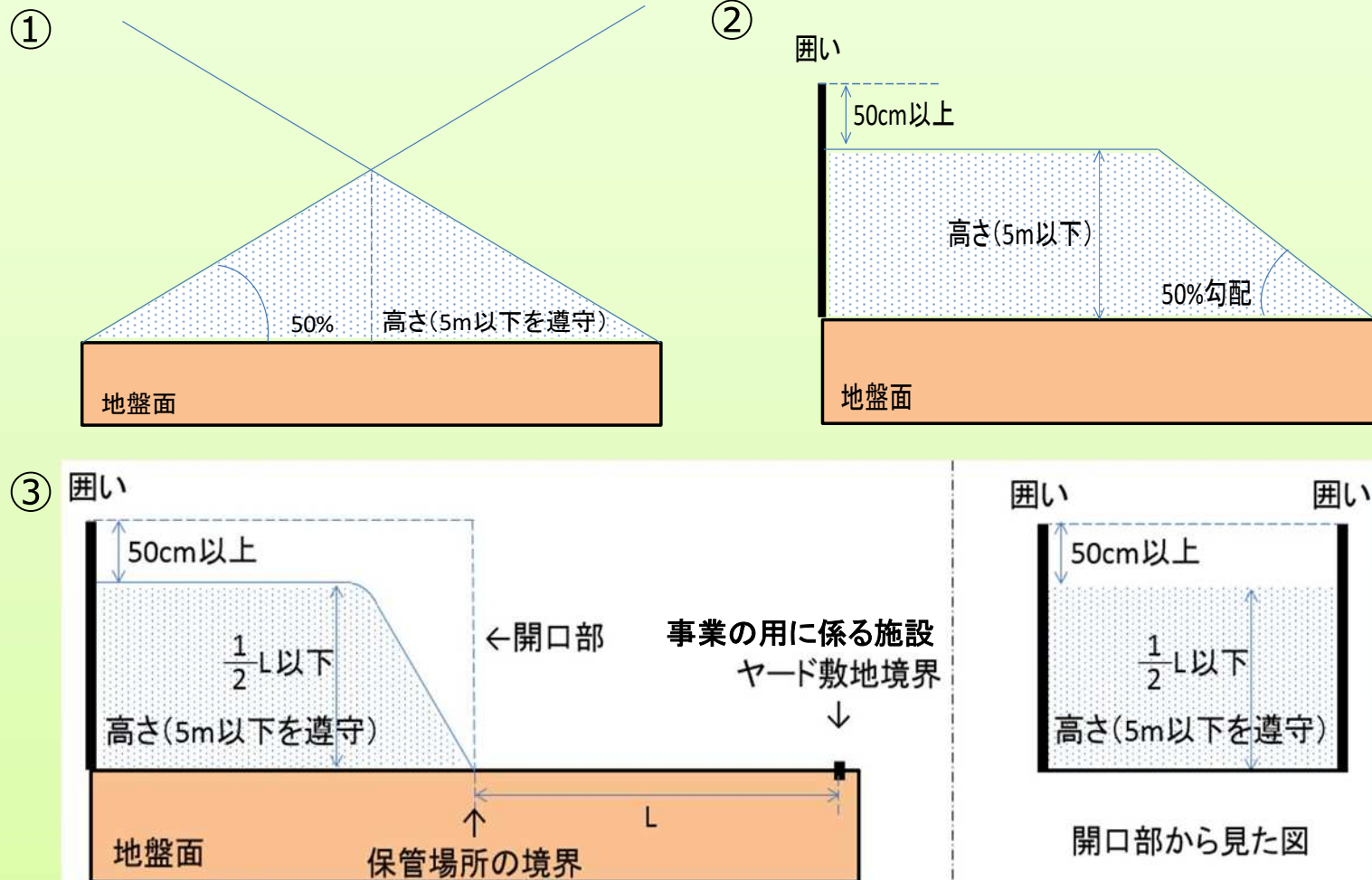
または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

# 有害使用済機器の保管の基準（保管高さのイメージ）

- 有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要がある。
- 屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いず屋外で山積み保管する場合も想定される。
- その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。



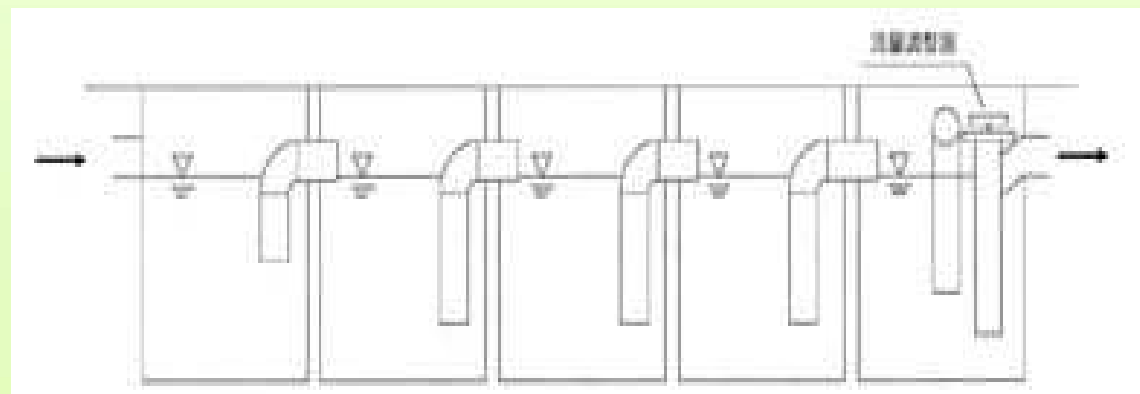


## 有害使用済機器の保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



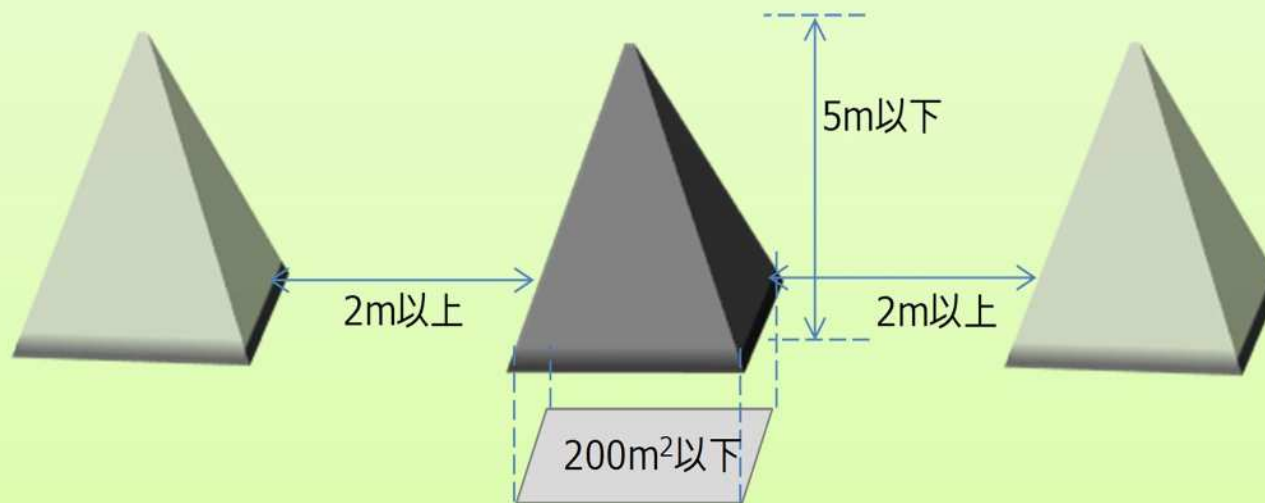
コンクリート舗装イメージ



油水分離槽イメージ

## 有害使用済機器の保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。  
※運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望まれます。
- 火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の一つの集積単位の面積は200m<sup>2</sup>以下とする必要があります。
- また、（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上とする必要があります。  
※火災防止等の観点から、保管高さは5m以下とする。



集積単位相互間の離隔距離イメージ図

## 有害使用済機器の保管の基準 (火災の原因となり得るもの、特に有害な物質を含む部品の回収の例)

- 有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが望ましい。
- ※廃棄物として処理する場合は廃棄物の処理基準に従い適正に処理する必要がある。



乾電池の回収の例



蛍光管回収の例